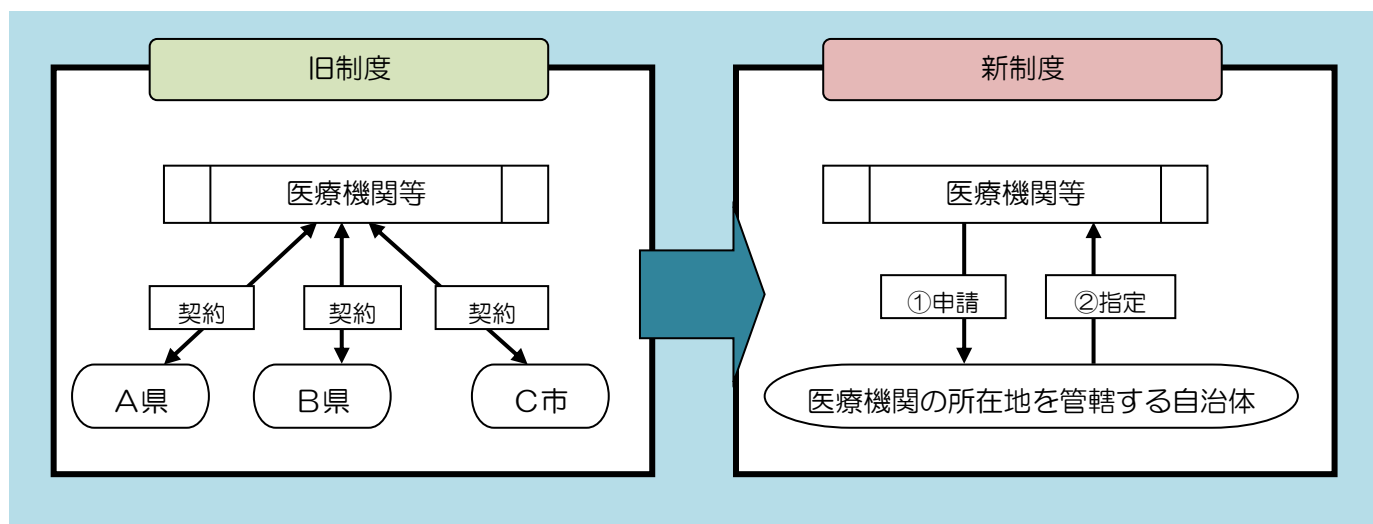


指定小児慢性特定疾病医療機関の 指定申請手続きのお知らせ

- 平成26年5月30日に「児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「法」といいます。）が公布され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。
- 新たな制度では、小児慢性特定疾病患者の方が、その疾病に係る医療費の助成を受けるには、知事等の指定を受けた医療機関（指定小児慢性特定疾病医療機関）で医療を受けることが必要になります。
- 小児慢性特定疾病の患者の方が利用される可能性のある医療機関におかれましては、指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を受ける必要がありますので、宮崎県への申請手続きをお願いいたします。
（宮崎市に所在する医療機関の申請窓口は宮崎市保健所（宮崎市親子保健課）です。詳しくは宮崎市保健所にお尋ねください。）



問い合わせ先

宮崎県福祉保健部健康増進課母子保健・医療支援担当

電話 0985-44-2621

《指定医療機関の要件》（法第19条の9）

- 1、2のいずれも満たしていること。
 - 1 以下の医療機関等のいずれかであること。
 - 保険医療機関
 - 保険薬局
 - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
 - 2 法第19条の9第2項で定める欠格事由に該当していないこと。

《指定医療機関の責務等》（法第19条の11・第19条の12・第19条の13）

- 厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病に係る医療を行わなければならない。
- 指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
- 指定医療機関は、小児慢性特定疾病に係る医療の実施に関し、都道府県知事等の指導を受けなければならない。

《申請方法》

別添「別紙様式1-(1)～(3)指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書」

を下記へ送付してください。

【提出先】

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部健康増進課母子保健・医療支援担当

《その他留意事項》

- 指定後、申請者あてに指定通知を送付します。
- 指定医療機関等の名称、所在地等を県ホームページに公表します。（法第19条の19）
- 指定の有効期間は6年以内です。